

川越市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月7日

川越市長

森田 初恵

川越市規則第56号

川越市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

川越市職員の退職管理に関する規則（平成２８年規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第２２条第３号中「所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第３項第１号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１６の２第１項第１号イに掲げる場合における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額」を「１６０万円」に改める。

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。